

# 雲南産アヘンの輸出と歴史的意義について -1912年から1935年まで-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西川, 和孝 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/22145">http://hdl.handle.net/10291/22145</a>

# 雲南産アヘンの輸出と歴史的意義について —1912年から1935年まで—

西 川 和 孝

## はじめに

中国史において、アヘンは、輸入という側面が強く意識されるあまり、欧米列強による植民地化の発端として歴史的に負のイメージが植え付けられてきた。しかし、実際には、李満紅の研究により明らかにされているように、19世紀末以降、中国産アヘンが盛んに生産されるようになり、徐々に良質で安価な国産アヘンが外国産アヘンを淘汰し、一部は外国にも輸出されるようになった<sup>1</sup>。ただ、その一方で、中国産アヘンの輸出という事実に対する歴史的意義に関しては、従来等閑視されてきた。

こうした問題意識を前提に、筆者は、以前中国のアヘン輸出の実態解明を目指す一環として、清朝期における「雲土」と呼ばれる雲南産アヘンの東南アジア地域に対する輸出に注目し、中国海関の『海関年次報告』や『海関十年報告』などの史料に基づき、輸出ルートおよび輸出量の詳細を明らかにした。ここから垣間見えてきたのは、雲南産アヘンが外国において消費地の獲得に成功し、輸出を増加させていく過程であった<sup>2</sup>。これに対して、本稿では、民国期、とりわけ民国期の初めから、厳格な禁煙政策が実施される民国24（1935）年までに焦点を絞ってアヘンの輸出について論じていく。

19世紀半ばからのケシ栽培の拡大とともに雲南省産アヘンの移輸出も興盛を迎えたが、こうした状況は清朝末期になると一変した。国際的にアヘン

禁止の潮流が高まる中、アヘンの原料となるケシの栽培が原則禁止とされ、輸出も大きな打撃を被ることとなったのである<sup>3</sup>。

さて、以上のような歴史的背景を持つ民国期雲南省のアヘン生産に関しては、様々な文献史料を渉猟し、ケシ栽培面積、アヘン生産量などの全体像の復元を試みた秦和平の優れた研究がある<sup>4</sup>。また、民国期、雲南産アヘンの主要な輸出対象地域であった仏領インドシナであるが、近年当該地域に向けてのアヘン密輸に関する研究において顕著な成果が見られる。仏領インドシナのアヘンの実態に迫った関本紀子は、東亜同文会・東亜同文書院によって記録刊行された日本語史料の分析を通して、雲南から仏領インドシナに向けての雲南産アヘンの密輸の規模、方法、具体的なルート、さらには消費の実情までを明らかにしている<sup>5</sup>。このほか、Thomas Claré は、南仏エクサンプロバンスの国立海外文書館 (ANOM) およびハノイの第一国立公文書センターに保管されている文献史料を駆使して、雲南省との国境に接する仏領インドシナのラオカイ州に焦点を当て、私的密輸に携わるアヘン・シンジケートの実像をあぶり出している<sup>6</sup>。さらに、こうした組織が関係する密輸事件について丁寧な整理と分析をおこない、仏領インドシナ植民地政府によるアヘン密輸に関する法律とその取り締まりには限界があったことも指摘している<sup>7</sup>。

雲南産アヘンと外国を媒介するうえで大きな転換点となったのが、1910年の雲南省昆明からベトナムのハイフォンを結ぶ滇越鉄道の開通である。雲南と仏領インドシナの物流を結ぶ大動脈である滇越鉄道に関しては、その政治的背景から掘り起こし、鉄道の建設過程を丁寧に辿ったうえで、鉄道敷設の裏にあった官民一体となったフランス帝国主義の存在を指摘した篠永宣孝の研究がある<sup>8</sup>。これに対して、柿崎一郎は、経済史的視点から、滇越鉄道における区間別の輸送量や輸送品目に関する詳細な分析を通して、滇越鉄道開通がもたらした経済的意義を強調する<sup>9</sup>。

本稿では、これら研究成果を踏まえ、民国期雲南におけるケシ栽培の状況

やアヘン輸出の実態を浮き彫りにし、輸出を含めたアヘン取引が雲南経済に与えた影響の分析を通して、その歴史的意義を明らかにすることを目指す。

そこで、上記の課題を解決すべく、最初に民国期雲南省におけるアヘンに関する政策の変遷を時系列的に概観したうえで、雲南省内のケシ栽培の状況およびアヘン関連収入について精査する。続いて、国際的なアヘン禁止の潮流の中で継続された輸出の実態を明らかにし、最後にアヘン取引によって獲得した経済的利益が雲南におよぼした影響とその意義について述べることにする。

## I . 民国期のアヘン政策

20世紀初頭、雲南省がアヘン生産に邁進していく中、国際社会においてアヘンがもたらす害悪に対し徐々に批判の高まりが見られるようになる。この頃、アメリカは、植民地であるフィリピンにおける中国人労働者のアヘン吸飲問題を契機として、政府によるアヘン専売制の確立および医療科学目的以外のアヘン輸入禁止の勧告などの取り締まり強化に乗り出した。また、イギリスにおいても、1905年に保守党・自由統一党に代わって、アヘン反対運動にかかわりのある自由党による政権交代が直接的なきっかけとなり、イギリス議会におけるアヘン貿易に対する否定的評価が急速に高まった。この背景には、医学や公衆衛生の進歩によるアヘンの中毒性に対する認識の深まり、中国における西洋人によるアヘン販売がもたらす宣教師の布教活動と教会に対するマイナス的評価、さらにはイギリス帝国の経済に占めるアヘン貿易の重要性の低下などの複数の要因が存在していた<sup>10</sup>。

こうした国際情勢の動向に注目していた清朝政府は、光緒32(1906)年にケシの栽培とアヘンの消費を禁止する勅令を発し、清朝政府はイギリス政府と協定を結び、10年以内にアヘンの根絶を目指すことを約束した<sup>11</sup>。アヘンに対して、人を墮落させる毒物としてとらえる風潮が社会に出現し、ア

ヘン生産を禁止する社会的圧力が都市部を中心に高まりつつあったのである。これを受け、光緒 33 (1907) 年に雲貴総督の地位に就いた錫良が徐々にアヘンの禁止に着手し<sup>12</sup>、1909 年には輸出に必要となる釐金証書の停止に踏み切った<sup>13</sup>。

この一連の動きにより交通アクセスに便利な省都昆明を代表とする、地域社会の中心地およびその周辺部においてケシ栽培とアヘンの売買は厳しく禁止されることとなった<sup>14</sup>。例えば、禁令実施に際しておこなった思茅の戸別調査によると、男性吸飲者は全体の 26 パーセントである 529 人、女性吸飲者は 4 パーセントに当たる 83 人にそれぞれのぼった。これらアヘン吸飲者に対しては医学的処置をおこなったうえで 12 月までに吸引の習慣を改善するように警告し、守らない者に対しては罰金やアヘン吸煙器の没収・破壊を実施するなどの対策がとられたという<sup>15</sup>。ただし、こうした短期間における急激な禁煙策の実施は様々な副作用をもたらした。

まず、政府は、経済面におけるこれまでのアヘンに依存した体質から脱するべく、トウモロコシやその他の穀物で代替を進めた<sup>16</sup>。しかし、アヘンによって得られる利益は、一般的な作物の 3、4 倍にのぼったため、到底賄えるものではなかった<sup>17</sup>。そのため、徹底したケシ栽培の禁止は、農村部の収入を激減させ<sup>18</sup>、地方の購買力を鈍らせる結果となった<sup>19</sup>。とりわけ、禁令発布の影響は、ケシ栽培に適していた雲南西部の滇西地域で大きく、匪賊の横行や農民の騒乱が相次いだという<sup>20</sup>。

次に、アヘンの禁止は、銀の高騰や流出を招いた。思茅では、商人のアヘン購買によって生み出されていた市場への銀の供給が途絶えたために銀の価値が急騰した<sup>21</sup>。加えて、旺盛な雲南省内のアヘン需要は、英国領ビルマや周辺地域からアヘンの密輸入を促した<sup>22</sup>。例えば、民国 2 (1913) 年以降、ビルマと雲南省の境界に位置する片馬を経由して、約 200 万両、価格で約 600 万元以上ともいわれる大量のアヘンが輸入されたという。この結果、雲南の銀貨が続々とビルマ側に流出することとなり、財政的に耐えられなく

なった雲南省政府は、民国6（1917）年以降、銀貨の国外流出を防止するためにケシ栽培を黙認せざるを得なくなっていくのである<sup>23</sup>。当時、雲貴総督を務めた李経羲は、上奏文の中で禁煙政策にともなう財政的窮乏に関して次のように記している<sup>24</sup>。

近頃、金銭の調達が度重なり、負担は以前にも増して重く、更にアヘンの禁止により、困難はますます深まり、鉄道も開通し、外からの影響もおよんでいる。家には守るべきものがあり、日々貧しさに憂え、民は傷だらけで、人々は恨み嘆いている。近年、迤西（雲南西部）の辺境の地では、土着の人々が惑わされ、英領ビルマとの国境地帯に逃げ込む者は数万を下らず、悪政ゆえに人々を敵に回しているようなものであり、とても恐ろしいことである。

すなわち、清朝末期、度重なる出費に加え、禁煙政策により、雲南省は困窮しており、ケシ栽培が盛んであった滇西地域では、多くの人々が国境地帯に逃げ込んでいた様子がうかがわれる。そして、この頃、財政の窮乏は軍事面にも波及していた。『清宣統実録』巻10には「雲貴総督李経羲が上奏するに、雲南省の財政は極めて困窮しており、新旧の軍需品を揃えることができないので、戸部に命じて資金の支出を懇願するとのことである。雲南の防衛は重要であり、新軍の経費は絶対に必要である。したがって戸部と陸軍部が協力して入念に計画を立て、すぐさま全額割り当て分の資金を与え、援助をおこない辺境の守りを固めよ」という記述が見られる<sup>25</sup>。

このように厳しいアヘンの取り締まりは、農民の貧困化、銀の流出と高騰などの各種問題を引き起こし、雲南省の財政を急速に悪化させた。厳格な禁令の実施は、却ってアヘン生産が省内に深く根付き、下々の民から地方政府の財政までがアヘンに強く依存していることをあぶり出す結果となった<sup>26</sup>。

また、禁令の実施にともなうアヘン生産量の激減が、商人によるアヘンの

売り惜しみを引き起こし、アヘン価格の高騰をもたらした<sup>27</sup>。これにより皮肉にもアヘンの市場価値を高める結果となり、地域行政の監視が行き届かない土司地域などでは相変わらずケシ栽培が続けられることとなったのである<sup>28</sup>。結局のところ、現実に即さない厳しい禁煙政策は長続きせず、雲南経済の疲弊によりケシ栽培は黙認されることとなった<sup>29</sup>。

辛亥革命を経て民国2(1913)年に雲南都督に就任した唐繼堯は、雲南のケシ栽培を再び弛緩の方向に導いていくこととなる。唐は、独立志向が強く、貴州や四川にも大々的に遠征をおこない、その勢力を伸ばした<sup>30</sup>。しかし、度重なる遠征には膨大な軍事費が必要となった<sup>31</sup>。こうした財政的窮乏を打開すべく、民国9(1920)年、唐は、罰金をかすという名目で課税することでアヘンの弛禁へと舵を切った。これは、事実上、ケシ栽培を奨励することを意味した。この経緯に関して『続雲南通志長編』には次のように記している<sup>32</sup>。

民国9(1920)年秋、雲南省議会は、上述した様々な深刻な状況(アヘン生産を禁止することで銀が大量に流出したり、盗賊が蔓延ったり、官側と紳士の協議を経て勝手にアヘン栽培の許可を出したりすることなどを指す)に対して何ら手を打つことができなかつたため、省政府と相談のうえで、「寓禁於征」主義、すなわち、仮に禁止することで徴収する方法を実行し、アヘンに罰金をかすこととした。政府はまた四川駐在の雲南軍が帰還しても、彼らの給料を出すあてもなく、膨大な資金が必要なので、遂には「雲南禁煙処罰暫行章程」を公布し、この件を監督する専門の部署を特別に設置し、議員が委員を兼務することとした。そして、およそアヘン1畝を植える毎に、罰金2元とすることとした。

つまり、「雲南禁煙処罰暫行章程」を發布することで事実上の地税をかし、軍事費の確保を企図した。さらに唐はより多くの財源確保を目指し、外国向

けのアヘンにかせられる輸出税の徴収にも乗り出した。同史料には以下のようにある<sup>33</sup>。

栽培、運搬、吸煙、販売の四つは、本来お互いに関連する事柄である。本省はすでに罰金をかすことで、人々にケシ栽培を許可し、隣国や隣省のアヘンが雲南省に持ち込まれないようにしている。最初は省内のみ運ばれ販売されていたが、後々四川省や貴州省に運ばれるようになった。越南にいたってはその通過を許可し、医薬用に供給し、さらに広東省や広西省に運搬されるなど、その往来は絶えることがない。漢口の市場は極めて盛んであり、また漢口に多く集中している。輸出の罰金については、100両ごとに3元、6元、そして更には20元にまで増加され、収入の規模は、栽培にかせられる罰金にはほぼ匹敵するほどである。

折しも広西広東方面への仏領インドシナ経由による輸出が許可されたうえ、各地の需要にも支えられ、更に税率の大幅な引き上げもあったことで、輸出税から得られる税収は地税に匹敵するほどになったことが認められる。加えて、ケシ栽培が事実上解禁されたことで、雲南省に隣接する周辺地域からのアヘン流入問題も解消されることとなった。

1930年代半ばになると、中国におけるアヘンの大量生産に対する国際的な批判が高まりを見せ始める。すなわち、1934年に、国際連盟に設置されていたアヘン諮問委員会の中で中国のアヘン問題が議題としてとり上げられ、中国各地でアヘンの生産が広くおこなわれており、取り締まる側である官憲に腐敗が見られることなどが指摘された。そして、中国国内において自らの権力基盤固めを図っていた蒋介石は、この国際的な動向を利用し、反アヘン運動に積極的に取り組む姿勢を見せ、全国的なアヘン禁止の動きを進めた<sup>34</sup>。雲南省ではこれに呼応して当時省長であった龍雲が、民国24（1935）年にアヘンの栽培、貿易、吸飲の禁止を決定し、地域別に段階的な禁煙政策



の実施に踏み切り、アヘン生産の撲滅を企図したのである<sup>35</sup>。

## Ⅱ．ケシ栽培の状況とアヘン関連収入

民国期雲南におけるアヘンの原料となるケシ栽培は、国際的なアヘン禁止の潮流の下でケシ栽培の禁止と緩和を繰り返した。本章では、こうした状況下での雲南省内のケシ栽培の詳細とアヘンに関連する収入に関して精査していくこととする。民国期は、建前上は禁煙政策を採用しており、アヘン生産の状況を正確に把握するのは困難であった。日本の満州占領期に当たり、フランスによる雲南奪取の風聞が高まった1930年代初頭、雲南に派遣された『チャイナ・ウィークリー・レビュー』(China Weekly Review)のアメリカ人記者ウイルバー・バートン(Wilbur Burton)は、雲南省の主要品目として錫とアヘンを取り上げたうえで、「アヘンの生産額はおそらく錫をうわ回るが、正確な数字を知ることはできない。というのも、政府関係者は皆、この地方の事情についてはほとんど口を閉ざしているからだ」と記している<sup>36</sup>。禁煙政策が存在していたゆえに当時においてもアヘンに関する情報の取得は容易でなかったことがうかがわれる。

ただし、前章で既述した通り、唐繼堯は、罰金名目でケシ栽培を黙認しており、これに関する罰金額については、系統的ではないにせよ、関連データが史料上に散見される。清朝期と比較して精度において欠けるものの、こうした史料を活用することで一定程度の精確性をもって民国期のアヘン生産の輪郭を描き出すことは可能である。

さて、上記のような史料の一つに該当し、当時のアヘン生産に関する詳細な記録として外務省通商局から出版された『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』がある。民国時期、雲南省の省都昆明には日本国領事館、いわゆる雲南領事館があり、大正13(1924)年5月6日付の外務大臣の訓令に従い、住民のアヘン吸飲状況、ケシの栽培状況、アヘンの密輸密売の状況などに関して調査

をおこない、該書の中に報告書としてまとめている<sup>37)</sup>。同報告書には民国11(1922)年から民国13(1924)年までの雲南省各県の詳しいケシ栽培の面積および生産量を記した「雲南全省罌粟栽培地畝及阿片産額表」が含まれており、情報源が民国期においてアヘンを管轄していた雲南省の行政機関である禁煙局であったことが明示されている<sup>38)</sup>。次に見える表1は、この表を転載したものであり、表の最も右側に記載されている増減率は、筆者自身が割り出し、書き加えた。

表1. 民国11(1922)年から民国13(1924)年までの雲南省ケシ栽培面積とアヘン生産量

	民国11(1922)年		民国12(1923)年		民国13(1924)年		増加率
	畝数	生産量(両)	畝数	生産量(両)	畝数	生産量(両)	
昆明県	5000	150000	8650	259500	12000	360000	2.4
富民県	3000	90000	6500	195000	9600	288000	3.2
宜良県	5000	150000	6780	203400	9630	288900	1.9
呈貢県	3300	99000	6670	200100	8880	266400	2.7
羅次県	3225	96750	6000	180000	8560	256800	2.7
禄豊県	2950	88500	6710	201300	8790	263700	3
易門県	2850	85500	5300	159000	7500	225000	2.6
嵩明県	3200	96000	6540	196200	8580	257400	2.7
晋寧県	3500	105000	6400	192000	8570	257100	2.4
安寧県	2650	79500	5660	169800	8230	246900	3.1
昆陽県	2300	69000	5470	164100	7890	236700	3.4
武定県	2450	73500	5000	150000	7860	235800	3.2
元謀県	2000	60000	4500	135000	6870	206100	3.4
禄勸県	3240	97200	6780	203400	8470	254100	2.6
曲靖県	4500	135000	8500	255000	14500	435000	3.2
平彝県	3330	99900	5130	153900	8670	260100	2.6
宣威県	5000	150000	7280	218400	1240	37200	0.2
霑益県	2200	66000	4960	148800	5320	159600	2.4
馬龍県	1850	55500	4000	120000	6300	189000	3.4
陸良県	3800	114000	6850	205500	12800	384000	3.4

羅平県	3270	98100	7240	217200	9250	277500	2.8
尋甸県	3250	97500	6780	203400	8560	256800	2.6
巧家県	3670	110100	7960	238800	15870	476100	4.3
東川県	2650	79500	5000	150000	7000	210000	2.6
昭通県	6200	186000	9400	282000	22000	660000	3.5
永善県	3900	117000	7860	235800	13400	402000	3.4
綏江県	2700	81000	4850	145500	6750	202500	2.5
魯甸県	2000	60000	4390	131700	6540	196200	3.3
大關県	2400	72000	4630	138900	6530	195900	2.7
澂江県	1960	58800	4230	126900	6840	205200	3.5
玉溪県	4800	144000	9730	291900	19670	590100	4.1
路南県	2370	71100	5100	153000	7500	225000	3.2
江川県	2800	84000	4880	146400	7580	227400	2.7
鎮雄県	10000	300000	25000	750000	45000	1350000	4.5
塩津県	1200	36000	3850	115500	4584	137520	3.8
彝良県	2000	60000	3000	90000	7850	235500	3.9
楚雄県	3500	105000	7400	222000	8790	263700	2.5
広通県	2700	81000	3230	96900	7890	236700	2.9
摩訶県	1870	56100	3450	103500	6840	205200	3.7
牟定県	1950	58500	2870	86100	5760	172800	3
塩興県	1750	52500	3670	110100	7230	216900	4.1
威信行政区域	2000	60000	2600	78000	5000	150000	2.5
普思第一行政区	2000	60000	4230	126900	5960	178800	3
普思第二行政区	1360	40800	2780	83400	4630	138900	3.4
普思第三行政区	1470	44100	3280	98400	4530	135900	3.1
普思第四行政区	1680	50400	3680	110400	4000	120000	2.4
普思第五行政区	1700	51000	2890	86700	4650	139500	2.7
普思第六行政区	1380	41400	2230	66900	3280	98400	2.4
普思第七行政区	1200	36000	1860	55800	2870	86100	2.4
普思第八行政区	1330	39900	2000	60000	2500	75000	1.9
建水県	5000	150000	8750	262500	8850	265500	1.8

蒙自県	4000	120000	6780	203400	5230	156900	1.3
通海県	4500	135000	8000	240000	8230	246900	1.8
河西県	3800	114000	7870	236100	6540	196200	1.7
嶧峨県	3500	105000	7890	236700	6870	206100	2
石屏県	4230	126900	6930	207900	5430	162900	1.3
阿迷県	3750	112500	7560	226800	5780	173400	1.5
黎県	3960	118800	7960	238800	8230	246900	2.1
箇旧県	3000	90000	3800	114000	4500	135000	1.5
文山県	9000	270000	18070	542100	36700	1101000	4.1
曲溪県	3200	96000	4960	148800	5860	175800	1.8
西畴県	2800	84000	5960	178800	5000	150000	1.8
馬關県	7200	216000	12850	385500	18960	568800	2.6
広南県	4380	131400	7940	238200	6450	193500	1.5
富県	4000	120000	8560	256800	8960	268800	2.2
瀘西県	8500	255000	15670	470100	20000	600000	2.4
弥勒県	3670	110100	7900	237000	8000	240000	2.2
師宗県	2500	75000	4750	142500	5100	153000	2
邱北県	3420	102600	8560	256800	13480	404400	3.9
金河行政区域	1800	54000	3250	97500	2500	75000	1.4
靖辺行政区域	2360	70800	3000	90000	2000	60000	0.8
思茅県	2950	88500	4580	137400	5340	160200	1.8
寧洱県	2600	78000	4860	145800	4000	120000	1.5
他郎県	3000	90000	6050	181500	4500	135000	1.5
景谷県	3700	111000	7250	217500	5200	156000	1.4
元江県	5860	175800	9830	294900	9000	270000	1.5
新平県	4000	120000	8300	249000	6400	192000	1.6
瀾滄県	3200	96000	7000	210000	3800	114000	1.2
鎮沅県	3000	90000	6500	195000	4430	132900	1.5
景東県	3800	114000	7560	226800	4300	129000	1.1
緬寧県	4300	129000	7250	217500	3450	103500	0.8
猛丁行政区域	1600	48000	2500	75000	1200	36000	0.8

猛烈行政区域	1200	36000	1850	55500	1000	30000	0.8
騰越県	4860	145800	5560	166800	8750	262500	1.8
保山県	6850	205500	9780	293400	14700	441000	2.1
永平県	3850	115500	5730	171900	7860	235800	2
鎮康県	3670	110100	6570	197100	9200	276000	2.5
龍陵県	4000	120000	6870	206100	7530	225900	1.9
大理県	4500	135000	6350	190500	9530	285900	2.1
祥雲県	4230	126900	6850	205500	9500	285000	2.2
洱源县	5670	170100	7280	218400	9480	284400	1.7
鳳儀県	5480	164400	7230	216900	9800	294000	1.8
鄧川県	6830	204900	7860	235800	12300	369000	1.8
賓川県	4500	135000	6940	208200	8900	267000	2
雲龍県	4320	129600	6470	194100	7640	229200	1.8
弥渡県	6710	201300	7000	210000	8580	257400	1.3
麗江県	5360	160800	6630	198900	7880	236400	1.5
蘭平県	3235	97050	6000	180000	7500	225000	2.3
鶴慶県	4750	142500	6500	195000	9300	279000	2
劍川県	3440	103200	6450	193500	8640	259200	2.5
維西県	2000	60000	3680	110400	4670	140100	2.3
中甸県	1500	45000	2560	76800	3230	96900	2.2
蒙化県	9870	296100	12300	369000	32000	960000	3.2
漾濞県	5630	168900	6450	193500	8430	252900	1.5
永北県	6450	193500	8000	240000	12300	369000	1.9
華坪県	3700	111000	6230	186900	8560	256800	2.3
姚安県	3230	96900	5300	159000	7480	224400	2.3
鎮南県	3200	96000	6170	185100	8000	240000	2.5
大姚県	3400	102000	5670	170100	6200	186000	1.8
永仁県	2100	63000	4500	135000	5100	153000	2.4
塩豊県	1800	54000	3080	92400	5000	150000	2.8
順寧県	4690	140700	7580	227400	9870	296100	2.1
雲県	2600	78000	3850	115500	7860	235800	3

芒遮板行政区域	1200	36000	1300	39000	1530	45900	1.3
瀘水行政区域	1780	53400	2500	75000	2000	60000	1.1
干屋行政区域	1000	30000	1200	36000	1650	49500	1.7
蓋連行政区域	800	24000	800	24000	1000	30000	1.3
隴川行政区域	700	21000	850	25500	800	24000	1.1
猛卯行政区域	500	15000	600	18000	800	24000	1.6
合計	412590	12377700	722980	21689400	967974	29039220	2.3

典拠：外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、1925年、pp.555-564。民国11（1922）年の合計畝数に関して、『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』（p.564）には、412580畝と記載されているが、実際の合計数は412590畝であるため、訂正を加えた。また、生産量の算出に関しては、表の備考に1畝平均30両として計算したとある。ちなみに、「一両は重量にして我十匁強に当れり」（p.553）とあることから、1両は約37.5グラムに相当する。※増減率に関しては、小数点第2位を四捨五入して表記。

表1に示されているように、雲南省全体のケシ栽培面積が民国11（1922）年の約41万畝から、翌年には約72万畝、そして、民国13（1924）年には約97万畝にまで拡大しており、雲南省全体では民国11（1922）年から民国13（1924）年の間で栽培面積（1畝＝約667平方メートル）は2.3倍に達している<sup>39</sup>。まさに唐繼堯による弛禁の成果を反映しているといえよう。この時期のアヘンの栽培面積は、すでに推定されうる清朝末期のそれに匹敵、あるいは凌駕するほどの規模となっている<sup>40</sup>。

また、地域別では、省都昆明一帯および滇東北、さらには滇中において栽培面積の増加率が約2.5から4倍以上で推移しているのとは対照的に、これら地域を除く滇西および滇南地域は、増加率が約1倍から約2.5倍に抑えられており、比較的低い数値を示している。この原因は、雲南の政治経済の中心であり、行政の管轄権が相対的に強い省都昆明一帯や雲南中部の滇中地域では、1909年以降禁令が厳格に実施されており、その反動が生じたためであると推測される<sup>41</sup>。

続いて、アヘンに関係する雲南省政府の財政収入について概観していくこ

ととする。民国期においてアヘンを管轄する省政府の行政機関は目まぐるしく変化した。民国5(1916)年に軍事費の調達を担う機関として雲南籌餉総局が創設された。雲南籌餉総局は、省内各釐金局に一般釐金の附加税とアヘンに対する禁運罰金を名目とした釐金税を、県知事にケシの栽培税をそれぞれ徴収させた。そして、唐繼堯が弛禁の方針を打ち出した民国9(1920)年、当該機関は廃止され、禁煙局が一旦この任務をすべて引き継いだ。民国11(1922)年には軍餉委員会が新たに設置され、釐金収入および主に外国向けに課税される省外輸出アヘン税の収入を受け持つこととなり、禁煙局は栽培税の徴収のみおこなうこととなった。しかし、翌年の民国12(1923)年には、早くも軍餉委員会は廃止され、禁煙局に合併され、再び禁煙局がアヘン関連の業務を担うこととなり、最終的には栽培税、釐金税、省外輸出アヘン税といったアヘン関連の主要な税収入の管理業務がすべて禁煙局に集約される結果となった<sup>42</sup>。このようなアヘン管轄機関の変遷から、民国5(1916)年にはすでに雲南省政府のアヘン生産を事実上黙認する姿勢が垣間見られ、かつ、軍の関係機関が直接関与していたことから軍事費の調達とアヘン生産の間に密接なつながりがあったことが確認できる。

ちなみに、これらアヘンに対する釐金税は、建前上は各地の特産品名義でかされており、特産品は地方によって異なり、実に200種類余りにのぼったという<sup>43</sup>。

それでは、実際に、アヘン関連の収入額および省歳入額に占める割合について時系列順に整理して検討していくこととする。次に見える表2は、民国8(1919)年から民国26(1937)年までのアヘンに関連する収入額の一覧表である。アヘン関連収入額に関しては、当時正確な数字を記載することが公には憚れていたため、雲南省の収支報告には往々にして収入と支出の間に大きな差異が生じている。このため参考値として雲南省の収支とその差異も併せて記載しておく。

表2. 民国期 (1919年～1937年) 雲南省のアヘン関連収入一覧表

年代	アヘン関連収入額	省歳入額	省歳出額	収支の差額	省歳入におけるアヘン収入の割合	備考	典拠
民国8(1919)年	80万元	6,770,887.27元	6,883,852.45元	112,965.18元	11.81%		『雲南省事情』其一、p.35。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国10(1921)年	70余万元	5,272,114.22元	5,288,162.48元	16,048.26元	13.28%	アヘン関連収入の内訳は、栽培税60万元、内運賃金(釐金税)約10万元。	李子輝『雲南禁煙概況』、p.82。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国11(1922)年	1,567,842元	3,974,540.89元	6,490,977.45元	2,516,436.56元	39.45%	内訳は、栽培税825,180元、釐金税742,662元。『支那ニ於ケル阿片及麻薬品』、p.570。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。	『支那ニ於ケル阿片及麻薬品』、p.570。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国12(1923)年	2,747,324元	4,413,875.39元	7,494,832.66元	3,080,957.27元	62.24%	内訳は、栽培税1,445,960元、釐金税1,301,364元。	『支那ニ於ケル阿片及麻薬品』、p.570。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国13(1924)年	3,668,301元	5,728,233.43元	8,693,738.48元	2,965,505.05元	51.74%	内訳は、栽培税1,935,948元、釐金税1,732,353元。	『支那ニ於ケル阿片及麻薬品』、p.570。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
	901,432.56元					アヘン関連収入額は禁煙公所の収入額を指す。	
民国14(1925)年	3,013,359.02元	9,610,589.45元	14,587,558.80元	4,976,969.35元	31.36%	『統雲南通志長編』では省歳出額については14,987,558.80元と記されている。アヘン関連収入額は禁煙公所の収入額を指す。	『雲南経済』下巻、pp.U27-U33。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国15(1926)年	450,000.00元(1月-5月)	4,411,944.99元(1月-5月)	5,467,883.55元(1月-5月)	1,055,938.56元(1月-5月)	10.20%	民国15(1926)年の収支データについては、1月から5月までのみ。アヘン関連収入額は禁煙公所の収入額を指す。	『雲南経済』下巻、pp.U27-U33。『統雲南通志長編』巻42、pp.503-507。
民国20(1931)年	新雲南紙幣1,442,081.29元(1月-6月) 前期収入概算: 新雲南紙幣約4,060,000.00元	新雲南紙幣5,028,244.43元(1月-6月)	新雲南紙幣5,989,960.75元(1月-6月)	新雲南紙幣961,716.32元(1月-6月)	28.68%	1月から6月分のみ記載	『雲南省農村調査』、pp.32-33。アヘンに関する情報源として「根拠禁煙局呈報預算数」と明示されており、禁煙局の上級に寄る算出されたものである。秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』、p.143。秦和乎が示した数字は、陸宗仁『雲南財政特刊』第三章(1931年)に基づくところ。
	新雲南紙幣4,175,622.41元	新雲南紙幣9,383,285.35元	-	-	44.50%		秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』、pp.210-211。表3.2および表3.3「雲南地方財政収入状況表」より抜粋。表3.2と表3.3は、厳仁唐『雲南之財政』(資源委員會經濟研究室、1939年)に拠るところ。以下同じ。
民国21(1932)年	新雲南紙幣7,441,180.8元	新雲南紙幣14,814,894.48元	-	-	50.23%		秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』、p.142、pp.210-211。
民国25(1936)年	新雲南紙幣5,195,517.06元	新雲南紙幣28,055,451.82元	新雲南紙幣23,033,347.97元	新雲南紙幣5,022,103.85元(歳入が歳出を超出)	18.52%	ここで示すアヘン関連収入額は禁煙賃金額のみ。	『雲南経済』下巻、pp.U27-U33。
	新雲南紙幣5,199,517.06元	新雲南紙幣19,947,815.1元	-	-	26.06%		秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』、p.143、pp.210-211。
民国26(1937)年	新雲南紙幣3,136,987.66元	新雲南紙幣17,721,611.76元	-	-	17.70%		秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』、p.143、pp.210-211。

①史料典拠: 台湾総督官房調査課編(精谷廉二著)『雲南省事情』其一、台湾総督官房調査課、1924年。張尚梅編『雲南経済』中国国民経済研究所、1942年(古伏小説会重印出版本を使用、2007年出版)。李子輝『雲南禁煙概況』(中国人民政府政治協商會議雲南省委員会文史資料研究委員会編『雲南文史資料選輯』第3輯、1963年、pp.72-108)。行政院農村復興委員會編『雲南省農村調査』台湾総督官房外務部、1939年。秦和乎『雲南鴉片問題與禁煙運動: 1840 - 1940』四川民族出版社、1998年。雲南省志編纂委員会辦公室編『統雲南通志長編』雲南省志編纂委員会辦公室、1985年。外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及麻薬品』外務省通商局、1925年。

②数字に関しては小数字第3位以下四捨五入。

③単位: 数字および「元」とのみ表記しているのは旧雲南紙幣である。ちなみに新雲南紙幣1元は、旧雲南紙幣の5元に相当する。



まず、収支の差異に注目すると、民国11(1922)年以降、省歳出額が省歳入額を100万元以上うわまわる状況が常態化している。これは、軍事費の支出が年々肥大化しつつあったことに加え、禁煙政策の建前ゆえに増大しつつあったアヘン関連収入額が省歳入額に十分には反映されておらず、省歳入額が少なく見積もられているという二つの要因によるものであると推測され、アヘン関連収入額の占める割合を考えるうえで注意すべき点である。

次に、アヘン関連収入額の変化であるが、1910年代末では約80万元であったアヘン関連収入額は、唐繼堯のアヘン生産の奨励によるケシ栽培面積の増大にともない、1920年代半ばには300万元を超えるほどに増大した。1930年代には新雲南紙幣約400万元以上で推移したと考えられ、民国21(1932)年の新雲南紙幣約744万元を一つのピークとして、龍雲による禁煙政策の実施にともない、民国24(1935)年以降は徐々に減少していった<sup>44</sup>。ただし、民国期雲南省では、途中から旧紙幣から新紙幣に切り替わるなど金融政策上で大きな混乱が生じたため、アヘン関連収入の額面を単純に比較するだけでは、その傾向と意義を十分には把握することはできないであろう<sup>45</sup>。

そこで、本課題を解決するために、アヘン関連収入額そのものの変化ではなく、アヘン関連収入額が省歳入額に占める割合に注目して検討を加えていく。民国11(1922)年から民国13(1924)年までのアヘン関連収入額は、日本の雲南領事館がケシ栽培面積から試算した数字であり<sup>46</sup>、実態に近い数字を表していると推測され、また唐繼堯による弛禁が効果を発揮しアヘン生産が本格的に再開した時期と重なる。したがって、この数字に基づき、省歳入額全体に占める割合を計算する。表2に見える雲南領事館報告の数字は、栽培税と釐金税のみなので、ここに輸出税および通過税に当たる省外輸出アヘン税を加える必要がある<sup>47</sup>。報告書には民国12(1923)年の移輸出量に関する記載が残っており、約1280万両とあるので<sup>48</sup>、省外輸出アヘン税を100両につき4円で試算すると、約51万元となる<sup>49</sup>。そして、栽培税・釐金税の約275万元に約51万元を加えると、アヘン関連収入額は総額約326

万元となり、省歳入額全体に占める割合は73.92%と算出される。ただし、実際のアヘン関連収入額が省歳入額に反映されず、省歳入額自体が低く見積もられている可能性が高いので、その割合はもう少し下がるであろう。

ついでに、翌年の民国13（1924）年に注目すると、『雲南経済』に記載されている雲南側の発表する約90万元と日本側の栽培面積から試算した約366.8万元との間には大きな隔たりが確認できる。そこで、雲南省側のアヘン関連収入額約90万元と収支の差異である約296万を加えると、約386万となり、日本側の試算した366.8万元に近い数字となる。このことから収支の差異が、アヘン関連収入で一部補填された可能性を指摘できる。加えて、その翌年の民国14（1925）年のアヘン関連収入額が『雲南経済』では、約301万元と飛躍的に増えていることから、民国13（1924）年の約90万元という数字は実態とかけ離れているであろう。

続いて、1930年代については、日本側の史料が少なく、雲南省側のデータと照合できる年は民国20（1931）年の1月から6月の半年分に限られる。この年は両方の数値が一致しており、アヘン関連収入額は半年間で新雲南紙幣約144万元であり、省歳入額に占める割合は28.68%となる。そして、翌年の民国21（1932）年には、アヘン関連収入額の割合は計算上省の財政収入の約半分に達している。その後、民国24（1935）年秋から龍雲によって段階的に実施された厳格な禁煙政策を受けて、その割合も3割から2割へと急速に低下していく。

ここで、雲南領事館の報告に記されている1920年代半ばの雲南省政府の年間財政収入の内訳概数を見てみると、以下の表3のように試算されている<sup>50</sup>。

表3. 1920年代半ばの雲南省政府年間財政収入概算表

区分	収入額 (単位：元)
地租および附加税	約 400 余万元
アヘン収入 (栽培税・釐金税・輸出税など)	約 300 万元
釐金および地方税	約 250 万元
塩税	約 100 万元
錫税	約 70 万元
その他 (海関税・たばこ税・公売税その他の雑税および雑収入)	約数十万元
合計	約 1200 万元

典拠：外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.571。

雲南領事館は、年間財政収入約 1200 万元の中で 25% がアヘン関連収入であると見積もっている。アヘン関連収入という特殊な事情により正確な数値を見極めることは困難であるが、様々な史料から 1920 年代以降、増大する軍事費を補填するために再びアヘン生産に傾倒していった雲南省は、少なく見積もっても省歳入額の 25%～30%、そして、前章で示したような 100 両あたり 20 元という省外輸出アヘン税の大幅な引き上げを考慮すれば一時期 50% 以上をアヘン関連収入に依存していたと推測される<sup>51</sup>。

以上のように、民国期においてアヘン生産は表面的に禁止の体裁がとられていたため、ケシ栽培の実態やアヘン生産によって得られる収入は非公開の部分が多いうえ、雲南経済自体もその詳細が不明確であった<sup>52</sup>。ただし、断片的な史料から得られる数値に基づき、民国期雲南のアヘン生産の状況を概観した場合、民国 9 (1920) 年に実施されたアヘン政策の弛禁への転換を契機として、それまで行政の監視によって栽培が抑制されていた省都昆明などの滇中一帯で栽培面積が大幅に拡大し、省全体の平均値を見ても 2 倍以上に増加した。こうして増大したアヘン生産が雲南省にもたらした富は、1935 年頃までは少なくとも常時雲南省の財政収入の 4 分の 1 以上を占め、アヘンは省政府の経済を支える大黒柱の役割を果たしていたのである。

### Ⅲ．民国期の雲南産アヘンの輸出

1920年代以降、生産が本格的に再開されたアヘンは、周辺地域に輸出されることとなった。雲南省は、中国の西南隅に位置しており、南は仏領インドシナ、西は英領ビルマと接しており、清朝末期インド産アヘンとの価格競争を有利に進めながら、これら地域向けに輸出を増加させてきた<sup>53</sup>。しかし、清末の厳格な禁煙政策の実施以降ではケシ栽培の状況は一変し、世界的にアヘン禁止が声高に唱えられる中、表立った国を跨ぐアヘンの運搬は困難となった。本章では、民国期の世界的なアヘン禁止の潮流の中で継続された、仏領インドシナと英領ビルマへの雲南産アヘンの輸出の実態について検討していくこととする。

#### 1. 仏領インドシナ

民国初期、仏領インドシナ植民地政府は、アヘンに対する国際的な反対意見が高まりを見せる中、一旦雲南産アヘンの購入を停止していたが、雲南産アヘンの密輸の増加に直面して、唐繼堯による方針転換もあり、雲南省政府との密約の下でアヘン取引を認めた<sup>54</sup>。こうした経緯から、公式的な税関の統計である『海関年次報告』や『海関十年報告』においても、民国期に関しては、アヘンそのものが原則禁止とされていたため、アヘンの輸出はほとんど記録されていない<sup>55</sup>。ただ『海関十年報告』（1912～1921年）において、1910年代末の雲南省のアヘンについて「アヘンの不法な生産、運搬、吸飲が再び盛んとなり、仏領インドシナ植民地政府によって購入され、トンキンへの密輸が大々的におこなわれていた」と解説しており、政府公認の下で堂々と密輸されていたことが示唆されている<sup>56</sup>。大量のアヘンが運ばれてきたことはフランス側の史料である『仏印経済雑誌』（Bulletin Economique

de l'Indochine) 上でも確認できる<sup>57</sup>。

上記のような状況の中で、参考となるのが、当事国ではない第三国による記録となる。こうした類の記録の中でも、前章でもとり上げた『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』の中に収録されている雲南領事館の報告書には、アヘンの密輸についても詳細な記述が残されている<sup>58</sup>。当該報告書によると、民国12(1923)年の時点で雲南省のアヘン生産量は21,689,400両(約850噸)であり、その中で、雲南省内で消費された8,889,000両(約350噸)を除き、残りの1280万両に相当する約500噸のアヘンが省外に移輸出され<sup>59</sup>、そのうちの約400噸が仏領インドシナ向けであったとされる<sup>60</sup>。

加えて、アヘン取引や密輸に関しても雲南領事館は詳細に記述している。報告書によれば、当時、主要な市場であった広東向けのアヘンの移出に関しては、各地駐屯軍隊の保護の下で広西省経由の輸送ルートが活用されていたが、治安悪化にともない、滇越鉄道を使って仏領インドシナのトンキンに運び、そこから広東に輸出される措置がとられたという。この背景には、アヘン交易が生み出す膨大な利益を目当てとした、仏領インドシナ植民地政府とフランス商人の存在があった。フランス商人と中国商人が連絡して極秘裏に輸出がおこなわれ、雲南省政府と仏領インドシナ植民地政府がこれに課税することで互いに黙認したのである<sup>61</sup>。

こうして仏領インドシナ植民地政府と雲南省政府との密約により、毎年巨額の密輸がおこなわれ、仏領インドシナのアヘン供給が不足した際には、すぐさま密輸出が激増するほどであったという<sup>62</sup>。その輸出量は1920年には500噸、21年に700噸、22年に130噸、23年に500噸にのぼった<sup>63</sup>。また、監視の目を誤魔化すために、密輸の際には、アヘン商人は、アヘンに特産品の名をつけて輸出した。そして、唐繼堯自身も、アヘンの移輸出を扱う広雲公司に出資するなど、広東や仏領インドシナとのアヘン取引に積極的に関与したが、1923年以降は、英国やその他の国々からの国際的な監視の目が厳しくなったため、運搬手段を滇越鉄道から紅河水運の利用や陸路での密輸な

どに切り替えることとなった<sup>64</sup>。

雲南省政府と仏領インドシナ植民地政府の公認の下での密輸取引とは別に、私的なアヘン取引を目的として複数の密輸業者が手を組んだアヘン・シンジケートが存在した。こうした組織が跋扈した原因は、インドシナ植民地政府のアヘン専売公社が管理するアヘンの公的価格が、私的に密輸される価格に対して3倍から5倍の価格で取引されたためであり、雲南から仏領インドシナへの私的な密輸は極めて巧みにおこなわれた。とりわけ、雲南と仏領インドシナを結ぶ滇越鉄道は効率的で便利な手段として活用された。密輸業者は、鉄道員の協力を得て、鉄道の荷台だけでなく、機関車やあらゆる機械設備をアヘンの隠し場所として利用した。また、輸送手段の巧妙化に加え、税関職員の監視を誤魔化す工夫もおこなわれた。実際に、実在のブランドから作られ、パッケージを完全に模倣した偽のビスケット缶のような容器を開発したりするなど仏領インドシナ植民地政府の目を逃れようとしたという<sup>65</sup>。

雲南省との国境に位置する仏領インドシナのラオカイ州では、多くのアヘンの密輸事件が摘発されており、1903年から1934年に限ったラオカイ州の裁判所で取り扱われた件数だけでも平均して年間40件にのぼっており、特に雲南省のアヘン生産の再開が本格化した1920年代以降は摘発件数および没収アヘンの量ともに増加する傾向にあった<sup>66</sup>。

雲南省と仏領インドシナの間におけるアヘン取引は、雲南省および仏領インドシナ植民地の両政府公認下の密輸だけでなく、私的な密輸もおこなわれた。そして、新たな交通手段である鉄道が運搬能力を発揮し、アヘンの安定的かつ大量の輸出を支えたのである。ただし、密輸されたアヘンは、主に大消費地である国内の広東向けであり、仏領インドシナは重要な中継貿易地点に過ぎなかった。

## 2. 英領ビルマ

清朝期、英領ビルマ向けの輸出は、清朝との間でアヘン取引禁止の取り決めがあり、1902年に雲南西部の騰越庁に設置された『海関年次報告』には輸出品目として記録が残っていないが、1895年から1897年まで雲南で現地調査をおこなったフランスのリヨン商工会議所の調査団報告によると、北ビルマ向けに400から500担（1担＝約60kg）のアヘンが密輸されていたとされる<sup>67</sup>。清末民初になると、前述したとおり、雲南省内での禁煙政策にともない、以前とは逆に英領ビルマからインド産アヘンが雲南に大量に持ち込まれ、雲南から銀の流出を招いたため、省政府はケシ栽培を一定程度黙認することになった。

この後、アヘン生産の再開が本格化したが、1920年代初頭の英領ビルマを巡るアヘンの流れについては、中国研究の重要な拠点であった東亜同文書院の調査研究部に所属し、アヘン問題に関する多数の研究論文を発表した松本忠雄が、「其頃雲南にあつては女を除けば全人口の六割迄が阿片を吸食し、緬甸方面其他各省への阿片輸出も盛にして、阿片税が省政府収入の主要財源となるに至つた」と述べている。このように雲南の経済的支柱として国内各省向けの移出と同列で英領ビルマ向けの輸出がとり上げられていることから、取引されるアヘンの流れがこれまでとは反対に雲南から英領ビルマ向けに変化していたことがわかる<sup>68</sup>。

雲南省においてアヘン生産の禁止は、即時にインド産アヘンの流入と省内の銀の流出を意味しており、アヘン市場を巡る競合相手で、かつ隣接する英領ビルマは、雲南省の財政運営上でも極めて地政学的に重要な取引相手であった。

最後に、本章の内容をまとめると、1920年代に入り、雲南においてアヘン生産が本格的に再開された後は、雲南から周辺地域に対してアヘンが溢れ

出る傾向が顕著となった。仏領インドシナへは、広東向けを含むアヘンが私的あるいは両政府公認を問わず、密輸された。また、清末民初に禁煙政策の影響で銀が流出していた英領ビルマに対しても、再度雲南産アヘンが輸出されるようになったのである。

#### Ⅳ. アヘン取引が雲南経済にもたらす経済的影響

本章では、雲南産アヘンの国外における消費地の拡大および輸出などのアヘン関連の国際取引が与えた経済的影響について論じていく。民国期、滇越鉄道の開通によって交通の利便性の向上も重なり、アヘンの輸出は、その時々の国際情勢を鑑みながら、半ば公然の秘密として継続された。

清朝末期の1900年代以降、仏領インドシナの紅河下流のデルタ地帯では年々雲南産アヘンの需要が高まり<sup>69</sup>、それまで習慣的にインド産アヘンを使用していた中部ベトナムのアンナン富裕層の間でも、価格が半分で香りもよい雲南産アヘンが普及しつつあった<sup>70</sup>。そして、1920年代には雲南省政府と仏領インドシナ植民地政府の密約の下で輸出がおこなわれたこともあり、雲南から大量のアヘンが運搬された滇越鉄道沿線やトンキンでは、雲南省のアヘン吸飲の習慣に染まり、アヘン中毒になるフランス人も増加しつつあった<sup>71</sup>。実際、アヘン吸飲の需要の高まりを受け、仏領インドシナでは公に許可を得たアヘン喫煙所、いわゆる煙館がハイフォン市内だけでも約30軒にのぼり、領内各地にも多数散在していたといい、当時の仏領インドシナ領内の限られたアヘンの産出量を鑑み見れば、雲南省や広東省から輸入されたアヘンがこれらアヘン喫煙所を支えていた可能性が高いことが指摘されている<sup>72</sup>。前章で述べたように、仏領インドシナに密輸されるアヘンは主に広東向けであったが、仏領インドシナにおいても雲南産アヘンの消費が着実に浸透しつつあったといえる。

この頃の雲南産アヘンの輸出版路全体の概要については、東亜同文書院の



松本忠雄が、1920年代前半、雲南ではアヘン生産が活発におこなわれ、雲南省内の旺盛な需要を満たすだけでなく、国内各省、英領ビルマ、仏領インドシナ、香港にも盛んに輸出されたと述べている<sup>73</sup>。

その後、雲南産アヘンの消費地はさらに拡大の様相を見せ始める。旅順に本部を置く関東庁の事務官であった安藤明道が、昭和4(1929)年9月から昭和5(1930)年7月までの間、アヘンの生産消費に関係する中国、海峽植民地、インド、ペルシアおよびトルコに赴き、現地における観察調査を実施したが、その報告書である『国際阿片問題研究』の中で、雲南産アヘンの販路について以下のように記している<sup>74</sup>。

雲南阿片の販路は支那全土は勿論印度、印度支那、香港及海峽植民地に及ぶ…雲南阿片は良質で且其栽培に対して土地が無類に善いので其阿片は陸路又は海路により支那全土に行亘つてゐる…処が印度と印度支那の両国は其の国境を通過して密輸入せらるゝ多量の阿片に就て苦情を言ふてゐる。ビルマに到着する雲南阿片は英国専売局の販売高を凌駕し又多量香港、馬來海峽植民地へも密輸入せらる。

つまり、雲南産アヘンの販路は、国内はいうまでもなく、仏領インドシナや英領インド、さらには、英領であった香港および現在のマレー半島に当たる海峽植民地をも含む広い範囲におよんでいたのである。さらに、英領ビルマでは英国専売局の販売高を遙かに超えるほどの雲南産アヘンが運び込まれていた。雲南省は、アヘン貿易を通して世界経済と結びつきを深めていったのである。

さて、このように国外においても消費地を獲得つつあった雲南産アヘンであるが、直接的な輸出による影響に加え、間接的な移輸出を通して世界経済と様々な形で関係性を深化させていった。雲南産アヘンは、しばしば代表的な輸出品目として箇旧の錫と並んで挙げられ、雲南省が国際取引をおこな

ううえにおいて重要な役割を果たした。例えば、錫の産地である蒙自や箇甸を拠点とする商人は、香港において錫の売買代金を資金源として錦紗や雑貨を仕入れて為替の決済を図った。同様に、アヘンを取り扱う業者も香港から輸入する錦紗に対して、重慶や漢口において雲南産アヘンを香港との為替決済に利用した<sup>75</sup>。アヘンの密輸業者は、省外市場に為替送金を必要としないため、一般輸入業者と比較して有利に商取引を進められたという<sup>76</sup>。これら事例からアヘン取引が間接的に雲南の輸入を支えていた側面が垣間見える。

また、国際的に高い市場価値を持つアヘンは、時には有力な輸出品目の切り札として雲南の貿易を縁の下から支えた。民国10（1921）年に錫相場が記録的な暴落に襲われた際、錫の輸出額は激減、雲南省は輸入超過に陥った。この時、アヘンを密輸出して省の財源を賄い、窮地を脱したのである<sup>77</sup>。加えて、雲南の貿易収支は、額面上では往々にして移輸入が移輸出を大きくう回る超過状態に陥っているが、これをアヘンの他省への密移出によって下支えしていたともいわれており<sup>78</sup>、数字上に表れない密輸出や密移出の存在が大きな役割を果たしていた。

このように建前上はアヘンの輸出は禁止されていたものの、危機的状況において補填可能な輸出品を有していたことは、雲南省の国際的な信用性を高めた。民国24（1935）年に国民政府が新通貨政策を実施し、全国統一通貨となる法定通貨、いわゆる法幣が発行されて以降、中華民国では、法幣の外国為替相場は1シル2ペンスと規定されており、法幣の価値は国内のどの地域でも不変とされていた。しかし、雲南では例外的に雲南省政府が設立した富滇新銀行が発行する新雲南紙幣がスタンダードとなっており、法幣の為替相場が新雲南紙幣に換算されていたのである。この現象を可能としたのが、雲南省の二大輸出品目である錫とアヘンであり、国際貿易上輸出超過となりうることで、新雲南紙幣の対外価値にプレミアムをもたらしていたのである<sup>79</sup>。こうしてアヘンを媒介する国際取引は、雲南省に国内の他地域とは異なる独特な地位を与えた。

以上の如く、国を越えて人気を博した雲南産アヘンは、極めて高い商品価値を持ち、国際取引においては潤滑油の役割を果たしたのみならず、一種の担保として安定した取引を可能にし、雲南の経済的価値を向上させ、金融市場においてもその信頼を高める効果をもたらした。

## 小結

国際的なアヘン禁止の潮流の中、民国期雲南におけるアヘン生産は、建前上は禁止の方針であったが、実態としては、銀の大量流出などの財政運営上の問題や増加する軍事費の補填などの諸事情により禁止を徹底することは不可能であった。そこで、大義名分として事実上の課税となる「罰金をかす」という姿勢をとることでアヘン生産を継続した。これによりアヘン関連収入は少なくとも省歳入額の25%以上におよび、雲南省の財政を支えた。

国際社会を強く意識した処置は、貨物が国を跨いで移動する輸出においても同様であった。つまり、公式的な税関報告の統計には取引商品としてアヘンの名は登場しなかったが、雲南省政府と仏領インドシナ植民地政府の密約の下で名目上特産物と偽ることでアヘン取引が実施されたように、実際には数百噸単位で大量のアヘンが隣接する地域を中心に海外に流出していったのである。

ここで、本稿を通して明らかになった点をまとめると以下の通りとなる。

- ①民国期において、良質で安価な雲南産アヘンは、隣接する仏領インドシナや英領ビルマのみならず、香港や英領マラヤの海峡植民地にまで販路を広げ、新たな市場を開拓しつつあった。
- ②国際的に普遍的価値を有するアヘンは、直接的な輸出による利益の還元だけでなく、外国製品を輸入する際の為替決済の手段や、その時々が必要に応じた貿易収支の埋め合わせなどにも活用され、間接的な形でも安定的な国際取引を支え、持続的な雲南省の利益創出に貢献した。

- ③アヘンの存在が安定的な国際取引を保証することで、貿易相手国から信頼性を獲得し、富滇新銀行が発行する新雲南紙幣にプレミアムが付くなど雲南省は金融市場での国際的信用度を高めた。

ここまで論じてきたように、民国期雲南省のアヘンの国際取引は、輸出による直接的な利益の獲得という表層的な意義にとどまらない。すなわち、私的密輸であれ、雲南省と仏領インドシナ植民地両政府の公認下の密輸であれ、広東向けのアヘンの中継貿易を含め、アヘンが関連する間接的あるいは直接的取引にかかわらず、雲南省がアヘンという有力な商品を保有していることで国際社会において雲南経済に対する信頼感が醸成された。そもそも輸出と輸入の間には一定の相関性があり、根本的に経済規模が小さく、高い商品価値を持つ輸出品を有しない場合、安定的な輸入は望むべくもない。輸出品としてのアヘンの存在が、雲南省をして外国製品の輸入を可能にし、持続的な国際取引をも実現させたといえよう。

雲南省というと、しばしば険しい山に囲まれ、周辺地域と隔絶した印象を持たれる。しかし、民国期の輸出を中心とするアヘンの国際取引の歴史を通して、実態として浮かび上がってきたのは、「罰金」を隠れ蓑にして大々的にアヘン生産を推し進め、省政府の財政収入の支柱としつつ、積極的な移輸出を通して海外と結びつくことで、世界経済との連携を一層深化させていく雲南の姿であった。

## 注

- 1 林満紅「清末における国産アヘンによる輸入アヘンの代替 (1805-1906) : 近代中国における「輸入代替」の一事例研究」木越義則訳 (中村哲編『近代東アジア経済の史的構造 : 東アジア資本主義形成史Ⅲ』日本評論社、2007年、pp.57-113)。
- 2 西川和孝「清末雲南産アヘンの輸出ルートに関する一考察」『淑徳大学人文学部研究論集』第2号、2017年、pp.43-54。
- 3 同上。
- 4 秦和平「雲南鴉片問題與禁煙運動 : 1840 -1940」四川民族出版社、1998年、pp.29-91。
- 5 関本紀子「仏領インドシナのアヘン—東亜同文会関係刊行物および資料からの考察—」『コミュニケーション文化論集』第18号、2020年、pp.45-64。
- 6 Thomas Claré, *La contrebande de l'opium en Indochine. L'essor des « syndicats de l'opium » au Tonkin, fin XIX<sup>e</sup> siècle-1940*, Bulletin de l'Institut Pierre Renouvin, 2019, No.49, pp.85-95.
- 7 Thomas Claré, *Juger aux marges de l'Indochine : le cas des trafiquants d'opium de Lào Cai (1902-1940)*, Recherche en sciences humaines sur l'Asie du Sud-Est, 2020, No.35, pp.83-104.
- 8 篠永宣孝「雲南鉄道とフランス帝国主義—フランス外交文書に依拠して—」『土地制度史学』34巻4号、1992年、pp.37-50。
- 9 柿崎一郎「滇越鉄道の経済的役割 1910～1940年—貨物輸送統計の分析—」『横浜市立大学論叢 人文科学系列』65(1)、2013年、pp.183-216。
- 10 後藤春美「アヘンとイギリス帝国 国際規制の高まり 1906～43年」山川出版社、2005年、pp.15-28。
- 11 于恩徳「中国禁煙法令変遷史」、1934年、pp.120-122 (沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第88輯 878、文海出版社、1973年) 所収。
- 12 清末雲南省内のアヘン禁止の実施の経過については、秦和平『雲南鴉片問題與禁煙運動 : 1840 -1940』(pp.173-175) に詳しい。
- 13 China Imperial Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports*, Published by Order of the Inspector General of Customs, Shanghai (以下 *Trade Reports* と略称) ,1909, Mengtsz, p.751.
- 14 *Trade Reports 1908*, Mengtsz, p.681.
- 15 *Trade Reports 1908*, Szemao, p.690.
- 16 *Trade Reports 1909*, Mengtsz, p.748.
- 17 *Trade Reports 1908*, Tengyueh, p.698.
- 18 重慶日本領事の通訳生であった三浦稔の調査報告によれば、ケシ栽培禁止によって、農家は年産3000万両の損失を被り、惨憺たる状況であったという。外務省

- 通商局『雲南事情』外務省通商局、1911年、p.9。
- 19 *Trade Reports 1910*, Mengtsz, p.788.
- 20 外務省通商局『雲南事情』、p.9。
- 21 *Trade Reports 1908*, Szemao, p.691.
- 22 『統雲南通志長編』巻42、民政7、禁煙、p.425（雲南省志編纂委員会辦公室編『統雲南通志長編』雲南省志編纂委員会辦公室、1985年）。内容は以下の通り。「蓋し隣邦の属地では、本省のアヘン禁止の機会に乗じて、広く栽培をおこない、わが方の富を吸収しており、また辺境の民もその利益にひき付けられ、英領ビルマとの境に移住し、ひそかに境界杭を移動させることさえあり、土地や民を失うこととなり、極めて残念である。同時に隣接する省でも軍事が盛んであり、広くアヘンが栽培され、これが逆流して雲南省に入り、巨額の富が絶え間なく流れ出ることで、経済は逼迫し、生活は厳しくなり、盗賊は蔓延り、防ごうとするもどうにもならず、公私ともに困難に陥り、これほどひどいことはない。そこで、いくつかの場所では、官側と紳士が協議を経て、ひそかに禁令を緩め、民にアヘンの栽培を許可し、救済を図るために寄付を募ることもある。そして、後にこのことが発覚し、大きな事件となり、多くの人々が巻き込まれることとなり、嘆かわしい限りである。（蓋隣邦属地、乗本省禁煙之際、乃広種而吸収我之金錢、復使辺民因羨利之故、而移居緬界、甚至潛運界椿、失地失民、極可痛心。同時隣省亦因軍事繁興、広種鴉片、倒灌入滇、巨量金錢、源源輸出、經濟窮迫、生計困難、盜匪蜂起、防不勝防、公私交困、莫過此時、於是尙少數地方、經官紳協議、私弛禁令、准民種煙、取捐款以図救済者、迨後發覺、皆釀成巨案、牽累甚衆、吁可慨已）」。
- 23 「大正十四年度調査報告書」、p.6（谷光隆編『東亜同文書院 阿片調査報告書』愛知大学東亜同文書院大学記念センター、2007年）。本調査報告書は、大正14（1925）年におこなわれた東亜同文書院の学生による調査旅行の成果である。
- 24 楊毅廷編『滇事危言三集』「滇督李經羲奏請飭部借款辦理実業摺」、1911年、p.51。原文は以下の通り。「近来筹款繁興、負担更比従前加重、兼以鴉片既禁、内困益深、鉄路已通、外吸又至。家有至宝、而日日憂貧、民無完膚、而人人怨嘆。比歲迤西辺地、土族多被煽誘、逃移緬界、不下数万、淵魚叢爵、可為寒心」。
- 25 『清宣統実録』巻10、宣統元年閏二月己酉の条。原文は以下の通り。「李經羲奏、滇省財政極困、新旧軍需無出、懇請飭部合籌的款一摺。雲南防禦重要、新軍經費為不可緩之需、著度支部陸軍部合力妥籌、迅予照數分撥的款、以資接濟而固辺疆」。
- 26 秦和平の研究（『雲南鴉片問題與禁煙運動：1840-1940』、p.135）によれば、清朝末期アヘンによって雲南省にもたらされる利益は、実に省の釐金収入の6割を占めたという。
- 27 *Trade Reports 1911*, Mengtsz, pp.819-820 ; China the Maritime Customs,

- Decennial Reports, on the Trade, Industries, etc., of the Ports Open to Foreign Commerce, and on the Condition and Development of the Treaty Port Provinces, 1912-1921, Southern and Frontier Ports, with Appendix*, Published by Order of the Inspector General of Customs, Shanghai (以下 *Decennial Reports 1912-1921* と略称) , Vol2. Tengyueh, pp.389-390.
- 28 *Trade Reports 1910*, Tengyueh, p.810. 雲南と英領ビルマの境界地域である大小猛統、孟定、葫蘆王地などの地域では、限定的ではあるが、当地の人々が山間部でケシ栽培を継続していた。同様の記載は、海関十年報告 (*Decennial Reports 1912-1921*, Tengyueh, p.389) においても確認でき、1915年の唐繼堯の雲南の独立宣言にともなう軍事行動の活発化と軍事費の増大をきっかけとしてアヘン生産を徐々に黙認するようになるまでは、厳格な禁令にともなうアヘン価格の極端な高騰も手伝い、主要道路から遠く離れた丘陵地帯の、アクセスしにくい安全な場所では栽培されていなかったとされている。
- 29 民国5 (1916) 年以降は、ケシ栽培は事実上黙認状態であった。「大正十四年度調査報告書」、pp.8-9 (谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』)。
- 30 唐繼堯の対外政策と拡張主義については、謝本書『唐繼堯評伝』(河南教育出版社、1985年、pp.22-120) および楊維真『唐繼堯與西南政局』(台湾学生書局、1994年、pp.45-176) に詳しい。
- 31 唐繼堯の対外拡張政策が盛んであった民国11 (1922) 年から15 (1926) 年までの間、省歳出額の中で軍事費が占める割合は、69～77%にもおよんだという。張肖梅編『雲南経済』中国国民経済研究所、1942年、p.U30 (古佚小説会重印出版本を使用、2007年)。
- 32 『統雲南通志長編』巻42、民政7、禁煙、p.425。原文は以下の通り。「民国九年秋、雲南省議會以上述各種嚴重情形無法解除、乃商諸政府、取“寓禁於征”主義、辦理煙畝罰金。政府亦因駐川滇軍帰来、餉無所出、需款孔殷、遂公布《雲南禁煙処罰暫行章程》、特設專局以董其事、由議員而兼委員、凡種煙一畝者、処罰金二元」。ちなみに同史料には、後に政治的混乱や貨幣価値の下落の影響を受け、罰金額は、一時期5元にまで引き上げられたが、後に3元に落ち着いたとある。
- 33 同上。原文は以下の通り。「種、運、吸、售四者、本互相關連之事。本省既取罰金、准許人民種煙、則隣邦、隣省之煙、自屬無從輸入、初尚自行運銷於本省境内、繼則運至川、黔。迨越南許其通過、以供医薬之用、而運至粵、桂等省者、乃絡繹於道。及漢口銷場甚盛、則又多集中於漢口。至於出口罰金、每百兩由三元、六元、以增至現金二十元。取数之巨、幾與畝罰相埒」。
- 34 後藤『アヘンとイギリス帝国 国際規制の高まり1906～43年』、pp.163-167。
- 35 この禁煙政策の経緯や実施方法については、『統雲南通志長編』(巻42、民政7、禁煙、pp.457-473) に詳しく説明されている。
- 36 Wilbur Burton, *The French Strangle-Hold on Yunnan: A First-Hand Survey*,

China Weekly Review, Shanghai, 1933, p.23.

- 37 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』外務省通商局、1925年、pp.553-573。
- 38 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.554。一覧表の解説には、「今当館か内密に当地禁煙局より得たる材料に拠り最近三年間に於ける罌粟栽培地畝数並に其の平均産額を掲記すれば次の如し」とあり、僅か3年分とはいえ、アヘン関連収入を管轄する禁煙局からの直接的な情報提供に基づき作成されていることから信頼性の高いデータであるいえよう。ちなみに原文では片仮名表記になっているが、平仮名表記に改め読みやすくした。以下同様に、原文の片仮名表記に関しては、平仮名表記とする。
- 39 李子輝「雲南禁煙概況」、p.82（中国人民政治協商会議雲南省委員会文史資料研究委員会編『雲南文史資料選輯』第3輯、1963年）によれば、1920年代初頭の雲南省のケシ栽培面積は、1921年が約36万畝、1922年には数万畝増加、そして、1923年では50万畝前後とある。
- 40 雲南省全体のケシ栽培面積について、秦和平の研究（『雲南鴉片問題與禁煙運動：1840-1940』、pp.23-25）では、1893年から1898年までを約30万畝、1899年から1908年までを約70万畝と試算している。また、民国期1920年以降については、約120万畝から130万畝とし、ピーク時には150万畝に達したとしている。秦和平「鴉片在西南地区的傳播及其種植面積考訂」『中國農史』2、2003年、pp.13-20。
- 41 台湾総督官房調査課編（糟谷廉二著）『雲南省事情』其一、台湾総督官房調査課、1924年、p.35。本書には、「一九〇九年禁煙令実施以来全然輸出を断つに至り、一時省民の困窮甚しと称せられしも、今尚都市附近を除く辺僻の地に盛んに栽培せられ、就中東北部及南西部の国境方面に多しとす」とあり、行政の監視が行き届かない地域では、禁煙令実施後もケシ栽培が継続された。省都昆明の付近における禁煙令の厳格な実施については、『海関年次報告』にも同様の記載が見える。*Trade Reports 1908*, Mengtsz, p.681.
- 42 「大正十四年度調査報告書」、pp.8-9（谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』）。
- 43 同上。
- 44 『新修支那省別全誌』（支那省別全誌刊行会編『新修支那省別全誌』第3巻 雲南省、東亜同文会、1942年、p.1190）では、民国23（1934）年と民国24（1935）年のアヘン関連収入に関して、公開されている雲南省の地方歳入と地方歳出を比較したうえで、民国23（1934）年の歳出超過分を、新雲南紙幣で6,198,855元、民国24（1935）年の3,716,667元と算出し、これら費用はアヘン関連収入から補填されたとしている。一方、秦和平の研究（『雲南鴉片問題與禁煙運動：1840-1940』、p.142）では、アヘン関連収入について民国23（1934）年は約6,000,000元、民国24（1935）年は約4,000,000元としており、両者の数値に大差はない。



- 45 旧雲南紙幣は、富滇銀行が発行していたが、民国9(1920)年から民国18(1929)年の間に紙幣発行額が増大したため、価値が下落し、最終的には現銀兌換が停止された。そこで、こうした混乱を収拾するために旧雲南紙幣は一部回収焼却されるとともに、新たに設立された富滇新銀行が新雲南紙幣を発行し、現銀準備額の100分の30とすることで紙幣の流通量を抑え、貨幣価値の維持に努めたのである。これら一連の事情については、支那省別全誌刊行会編『新修支那省別全誌』(第3巻 雲南省、pp.1192-1195)を参照。
- 46 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』(p.570)によると、計算方法は、栽培税は1畝につき2元、釐金税は100両につき6元の割合で算出したとある。
- 47 本来、アヘンに対する税金は、栽培税と釐金税のみである。しかし、仏領インドシナ、香港、広東などの外国および省外に「輸出」する際には、栽培税と釐金税に加え、輸出税や通過税が課税された。外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、pp.570-571。
- 48 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.568。
- 49 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.565。同書には課税に関しては、雲南省政府が数量100両につき40元としているが、そのまま計算をすると省外輸出アヘン税のみで512万元、アヘン関連収入総計では約800万元となり、省歳入額を2倍近く上回る事となる。そこで、『統雲南通志長編』(巻42、民政7、禁煙、p.425)を参照すると、輸出に関する罰金は100両につき、3元、6元、そして更には20元にまで増えたことから、40元は4元の間違いであると考えられる。
- 50 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.571。
- 51 秦和平は、アヘンに関する民国期の統計データは為政者が隠蔽を企図したため、信頼性に欠けるとし、省政府が管理できるケシ栽培面積を120万畝と想定したうえで、1畝毎に罰金3元と試算して、罰金額の総額を360万元余りとした。秦はさらに生産量の半分が地域で消費され、残りが移輸出されたと仮定して、釐金や移輸出にともなう利益を約480万元と試算し、合計額は約800万元におよび、1920年代にアヘン関連の収入が省の財政収入の7割に達していた可能性を指摘している。秦和平『雲南鴉片問題與禁煙運動：1840-1940』、pp.140-143。また、「大正十四年度調査報告書」p.8(谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』)では、伝聞と断りを入れたうえで、雲南省政府の歳入1億元の中で、アヘンによる収入はその8割に当たる8000万元にのぼると記している。
- 52 そもそも民国期は、アヘンを含めて地方経済を正確に分析するための史料や統計が不足しており、雲南省も例外ではなかった。こうした事情について『雲南経済』(p.U30)の「雲南近年的財政収支」の項目の冒頭部には、「現在の中国では、地方経済を研究するうえで資料と統計が不足していると感じざるをえない。その中でも財政分野が最も困難である。政府当局から詳細な数字を聞いているが、近

年雲南の財政収支の状況は、連年赤字が続いているという人もいれば、毎年黒字を出しているという人もいる。このように雲南の財政は極めて謎に包まれている（在現在の中国、研究地方経済的莫不感到資料和統計的欠乏，其中尤以財政方面，困難最多，從官方雖於獲到詳確的数字，近年來雲南的財政收支情形，有的說連年依然虧空，有的說每年均有盈余，這樣愈覺雲南財政是一個極耐索解的謎）」と記されている。

- 53 西川「清末雲南産アヘンの輸出ルートに関する一考察」、pp.43-54。
- 54 Thomas Claré, *La contrebande de l'opium en Indochine. L'essor des « syndicats de l'opium » au Tonkin, fin XIX<sup>e</sup> siècle-1940*, pp.85-95.
- 55 「海関年次報告」には、民国期の蒙自海関のアヘンの輸出に関する数字については、例外的に1912年に5担、1914年に198担と記すのみである。1914年に輸出された198担のアヘンに関しては、「すでに雲南省政府はアヘンを禁止しているので、以前に蓄えていたものではないか」と記している。*Trade Reports 1912*, Mengtsz, p. 874 ; *Trade Reports 1914*, Mengtsz, p.1285,1301.
- 56 *Decennial Reports 1912-1921*, Mengtsz, p.352.
- 57 1922年の『仏印経済雑誌』に記載されている蒙自海関の貿易動向の項目（Mouvement du Commerce du Yunnan enregistré à la Douane de Mongtseu en 1921）には、アヘンに関して、「トンキンへの密輸は相当なものだった」という一文が添えられているのみで、具体的な数字は示されていない。*Indochine française, Bulletin Économique de l'Indochine*, [s.n.] (Hanoi), 1922, p.736.
- 58 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』に記載されている雲南省のアヘンに関する記載は、ほぼ同様の内容が東亜同文会による「昭和二年度調査報告書」（谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』、pp.341-354）や『新修支那省別全誌』（第3巻 雲南省、pp.861-865）などにも転載されており、信頼性の高さがうかがわれる。
- 59 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.568。
- 60 台湾総督官房調査課編『雲南省事情』（其三、p.23）によると、軍事費の捻出に苦しむ雲南省政府は、民国11（1922）年に仏領インドシナ植民地政府と交渉したうえで、翌年の民国12（1923）年に約400噸のアヘンを仏領インドシナに密かに輸出したとある。
- 61 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.565。同書には課税に関しては、雲南省政府が数量100両につき40元（4元の間違いと考えられる）として、重量を基準に課税しているのに対し、仏領インドシナ植民地政府はアヘン100両の価格に対して100分の30を徴収したとあり、価格を基準として課税をおこなっている。
- 62 「大正十四年度調査報告書」p.8（谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』）。
- 63 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.565。

- 64 外務省通商局編『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、pp.565-566。具体的な密輸の方法に関する記述が「大正十五年度調査報告書」、p.222(谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』)に残されており、密輸ができる限り人目につかないように極めて巧みにおこなわれていたことが記されている。例えば、陸路の移動では、単純に外部から見えないように身体に携帯したり、「轎子」と呼ばれる駕籠に使用される竹棒の中や材木をくりぬいた穴に隠したりするなどの方法がとられた。また、水運を利用する際は、民間の木造船では竹竿や帆桁の中、さらには薬箱などに潜ませた。汽船では、軽量で高価な価値を持つアヘンの特徴を活かし、船員と結託し、盛んに密輸したという。
- 65 Thomas Claré, *La contrebande de l'opium en Indochine. L'essor des « syndicats de l'opium » au Tonkin, fin XIX<sup>e</sup> siècle-1940*, pp.85-95.
- 66 Thomas Claré, *Juger aux marges de l'Indochine: le cas des trafiquants d'opium de Lào Cai (1902-1940)*, pp.83-104. Thomas Claréの研究によれば、1919年には14 kgに過ぎなかったラオカイ州の没収アヘンは、1920年には1162 kg、1921年には434 kgに跳ねあがり、トンキンおよびアンナン北部にいたっては、1919年の277kgから1920年には5855kg、1921年には6875kgに達したという。
- 67 Chambre de Commerce de Lyon, *La Mission Lyonnaise d'Exploration Commerciale en Chine*, 1895 -1897, 1898, Deuxième Partie Rapports Commerciaux et Notes Diverses, p.136.
- 68 松本忠雄の研究概要に関しては、谷光隆編『東亜同文会東亜同文書院阿片資料集成』CD-ROM版(愛知大学東亜同文書院大学記念センター、2005年、「阿片解説」p.4)を参照。また、雲南のアヘン生産については、松本忠雄「支那に於ける阿片の生産(下)一支那に於ける阿片問題続稿一」『支那』第22巻第1号、pp.86-101(谷編『東亜同文会東亜同文書院阿片資料集成』CD-ROM版、記事番号1009)に詳しく記されている。
- 69 *Trade Reports 1900*, Mengtshz, p.712.
- 70 *Trade Reports 1901*, Mengtshz, p.740.
- 71 外務省通商局『支那ニ於ケル阿片及魔薬品』、p.568。
- 72 「大正十四年度調査報告書」、pp.12-13(谷編『東亜同文書院 阿片調査報告書』)。
- 73 松本「支那に於ける阿片の生産(下)一支那に於ける阿片問題続稿一」pp.86-101(谷編『東亜同文会東亜同文書院阿片資料集成』CD-ROM版、記事番号1009)。
- 74 安藤明道『国際阿片問題研究』関東庁財務部、1931年、pp.83-84。同様の内容の記載は、すでに「大正十五年度調査報告」(p.223)にも確認できるので、1920年代後半には雲南産アヘンの販路は東南アジアにまで拡大していたと推測される。
- 75 「雲南の金融事情」『支那』第12巻第6号、大正10(1921)年6月15日(谷編『東亜同文会東亜同文書院阿片資料集成』CD-ROM版、記事番号0913)。

- 76 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B10073808600 (第6画像目)、5. 雲南対本邦貿易増進並ニ邦人發展策ニ関スル件 自大正十年九月 (B-3-2-1-38\_001) (外務省外交史料館)。「雲南対本邦貿易増進並ニ邦人發展策ニ関スル件」は、大正10 (1921) 年8月29日に在雲南日本領事館事務代理の外務書記生藤村俊房が、外務大臣内田康哉に宛てた機密文書である。
- 77 台湾総督官房調査課編『雲南省事情』其三、pp.21-22。
- 78 東京商工会議所調査部編『支那經濟年報』改造社、1936年、p.618。雲南に関する記載は、昭和11 (1936) 年夏に山口高商教授西山栄久が、雲南省に視察旅行した結果報告 (「凡例」、P.6) であり、そこには「外国輸出と他省への移出との合計額は、之を外国輸入及び他省よりの移入の合計額に比するに、常に相距ること遠く、一般に入超を普通として居るが、鴉片の他省密移出によつて、バランスを取りつゝあること、従つて将来若し鴉片栽培を厳禁するに於ては、雲南省の貿易に多大の影響を来す虞あること」と記している。
- 79 『新修支那省別全誌』第3巻 雲南省、pp.1200-1201。ただし、龍雲による禁煙政策の影響が浸透するにつれて、錫の貿易が、雲南の為替相場に与える影響を増していったと推測される。

(にしかわ・かずたか 法学部専任講師)